

平成29年3月 川棚町議会定例会会議録

(第4日目)

平成28年3月10日 金曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	三	岳	昭
書記	小	林 修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山	口	文	夫
副町長	山	口	誠	実
教育長	竹	下	修	治
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉	克	己
企画財政課長	大	川	豊	文
地域政策課長	野	上	英	了
税務課長	川	内	和	哉
健康推進課長	成	富	浩	樹
会計課長	山	中	美由	紀
住民福祉課長	荒	木	俊	行
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照	本	茂	法
建設課長	廣	田	洋	一
ダム対策室長	福	田	多	肥
水道課長	太	田	啓	寛
教育次長	吉	永	文	典
行政係長	中	原	敬	介

議事日程

- 第 1 議案第 11 号 平成 2 9 年度川棚町一般会計予算
- 第 2 議案第 12 号 平成 2 9 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 13 号 平成 2 9 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第 14 号 平成 2 9 年度川棚町介護保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第 15 号 平成 2 9 年度川棚町観光施設事業特別会計予算
- 第 6 議案第 16 号 平成 2 9 年度川棚町公共下水道事業特別会計予算
- 第 7 議案第 17 号 平成 2 9 年度川棚町水道事業会計予算

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

まず、健康推進課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。健康推進課長。

健康推進課長 おはようございます。予算書の訂正をお願いしたいと思えます。この訂正につきましては、訂正のシールを準備しておりますので、昼休みにお手元に、机の上においていただきたいと思います。こちらの方でそのシールを張り付けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

訂正箇所は、介護保険の特別会計予算書の280ページになります。280ページの第2表債務負担行為の中で、限度額を528万2千円としております。この額は、川棚町地域包括支援システムの5年間のリースの額でありまして、5年間分をですね、528万2千円と掲示をしておりました。実際は4年間の分、422万6千円をここに記載することとなります。

それから、これに伴いまして、330ページをお願いいたします。330ページの債務負担行為に関する調書でありますけれども、この限度額のところ、528万2千円、その下の計の528万2千円、これを422万6千円に訂正をお願いしたいと思います。

それから、後期高齢者の医療保険の予算書で259ページになります。259ページの1款1項1目の特別徴収保険料の説明欄のところ、1現年度分、調定見込額、1億1,118万6,593円としておりますけれども、これは7,783万615円の間違いです。

その下の収納率、これは特別徴収の保険料ですので、100%になりますので、ここを70%から100%に訂正をいたすものです。見込額は変わりません。以上4点の訂正をさせていただきたいと思えます。大変申し訳ありませんでした。

議 長 それでは、昼休みに張り替えるということですのでそのように、議員各位におかれましては対応をお願いをいたします。

それでは議事に入ります。日程第1、議案第11号「平成29年度川棚町

一般会計予算」から、日程第7、議案第17号「平成29年度川棚町水道事業会計予算」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております各会計予算につきましては、昨日の説明に引き続き議事を続けます。

これから質疑を行います。この質疑については予算審査特別委員会への付託を控えての質疑でありますので、政策的なもの、あるいは総括的なものになるよう、各議員のご協力をお願いをいたします。

議事整理上、一般会計と特別会計の会計ごとに分けて質疑を行います。なお、川棚町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑回数は一議題につき3回との原則であります。会計ごと3回までの質疑を許可する議事運営といたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、議案第11号「平成29年度川棚町一般会計予算」に対する質疑を行います。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 6番堀田です。139ページの商工業振興費の中で、長崎県産業振興財団の方に職員を派遣するというごさいますけど、これは企業が決定をするまで派遣を行うものかですね、お尋ねいたします。

それと、107ページの移住・定住施策でございまして、前年度までは白石保育所跡地のことで金額が上がったんですけど、今回37万8千円しか上がっておりません。こういったことの中で、説明書によりますと、都市系のUターン、Iターン、Jターンの相談内容ということですけど、これも職員を派遣して行うのかですね、その辺をお尋ねしたいと思います。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 堀田議員のご質問にお答えいたします。

産業振興財団への派遣の件で、派遣された方は企業が決定するまで派遣しておくのかというふうなお尋ね、というふうに理解しております。今回の派遣につきましては、派遣された方の見識を高める、ノウハウを蓄積することが大きな目的でございまして、まだ、今回予算に上げましたのは1年間の派遣ということで上げておまして、その先の派遣についてはですね、まだ未定の状況でございまして、です。ですので、企業が決定するまで派遣という考

えは今のところございません。以上でございます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 移住・定住促進事業費についてのご質問にお答えいたします。

予算書107ページに組んでおります、総額で37万8千円組んでおります。この内容としましては、移住・定住相談会というものが、だいたい県の方の主催で東京、あるいは大阪、福岡といった大都市圏で開催をされます。そういった合同説明会に職員を派遣するための旅費、そして消耗品等の需用費、役務費はその説明会等に資料を送るための郵送費、そういったものを用意しております。

なお、19節の負担金28万円ではありますが、これは先程申しました、県の移住・定住促進のための組織というものがあまして、長崎移住サポートセンターというものがあります。これに県下全市町加盟をしておりまして、県を挙げて移住・定住促進の相談等を行って、東京にも移住・定住促進の窓口を置いているものであります。その分の町の負担金としての28万円という内容でございます。以上です。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 予算書の99ページでございますが、新庁舎建設事業費、新庁舎建設について2、3質問をさせていただきたいと思っております。

経費については、委員の謝金等と書いてあるわけですが、この建設委員会になるのかどうか名称はわかりませんが、その委員会の構成はですね、どのように考えておられるのか。いわゆる役場職員のみなのか、それとも町民代表等を含めた委員構成になるのかというのが1点でございます。

そのあとに、ポーリング調査等行うと。ポーリング調査については何箇所ぐらいを、どういった場所を想定されているのか。これは2点目でございます。

それから、これはもう諸支出金に係ることですが、第2別館横の空き地を1,600万余円あったと思っておりますが、それで購入すると。そしたら、その土地を購入するということはですね、粗方の庁舎建設の原凶なり、もしくは構想なりあるのかどうか。

そして、もう1つでございますが、町長の、これは町長にぜひお答えをお

願いたいんですが、町長ですね、施策等に関する説明書ですね、5ページになるかと思うんですが、5ページですね、いわゆる新庁舎建設につきましては、平成29年度中において具体的な建設計画を策定し、32年度までに完了するよう取り組んでまいりたいと。この32年度というのはですね、庁舎が完全に建設すると、そういうふうに捉えていいのかわかるかな。以上お尋ねします。

議 長 総務課長。

総務課長 それではお答えをさせていただきます。

まず、庁舎建設の事業費の中で委員構成のことをご質問ですが、委員構成につきましてはこれまでは職員のみで、内輪で協議をしてまいりましたが、新年度に当たっては、委員構成については民間の方も入れまして、組織、協議してまいりたいと、このように考えております。

それから、ボーリング箇所のことですが、ボーリング箇所は4箇所ということで計画をいたしております。ボーリング場所につきましては、本館裏の駐車場、それから本館前の駐車場、ここの庁舎を、別館を建てる時の資料等がありますので、ある程度のところは以前の資料を使いますので、箇所数としては4箇所ということにいたしております。

議 長 町長。

町 長 まず、山口議員のご質問に、全体的に私の方からまず答えて、詳細につきましてはまた副町長に答弁をさせます。

庁舎建設につきましては施政方針にも書いてありますように、以前から老朽化が進んでいるということ、それから、段差解消ができないということ、いろんな問題がありまして、以前から建て替えが必要だろうということで、役場の庁舎内でも建設検討委員会が設置をされて、これまでずっと検討がされてきております。そして、最近になりましてから建設推進委員会を立ち上げて、これまで建設に向けて取り組んできております。もちろんその中には多額の財源が必要でありますので、基金をまず積み立てようということで、庁舎建設基金を設けた次第でございます。

しかし、残念ながらこれも最初の年度は目標額を積み立てましたが、その次の年度から積み立てていくことができずに今日まで至っております。そういった中で、できれば1年でも早く建設に着手をしたいわけでありましたけ

れども、そういった財源等の問題で今日に至っております。そういった中で、突然熊本地震が発生いたしまして、本来は防災の拠点である、あるいは災害復旧の拠点である庁舎そのものが損壊をしまして、熊本県内ではそういう状況が発生して、このことにつきましては川棚町でも震度3とか4とかの地震は想定されておりますので、やはりこれは喫緊の課題だということで、早急に取り組む必要があるだろうと、こう考えたところであります。

そういった中で、施政方針にも触れておりますけれども、今、議員から質問がありました、32年度までには完成したいというような説明もしておりますが、これにつきましては、庁舎建設につきましては、基本的にはこれまで町独自の財源をもって建設をするということが原則でありましたが、幸いにしてこの熊本地震が発生した関係から、国の方で耐震化が図られていない庁舎建設については、時限立法として平成32年度まで財政措置を講じろという制度が、平成29年度から制度が作られるようになりました。これにつきましては、1月24日の新聞でそのことを知ったんですけど、政府が2017年度から耐震性が不十分な自治体庁舎の建て替え促進策を導入すると。現行の耐震基準を満たさず、老朽化のため補修工事による耐震化にも適さない本庁舎が対象で、事業費の90%まで地方債が発行でき、国は返済額の2割程度を地方交付税に上乗せして支援すると、こういった制度が発表されたわけでありまして。

そこで私といたしましては、ぜひこの制度を活用して庁舎建設、庁舎の改築を進めたいということで、今回ご提案を申し上げた次第でございます。この庁舎建設につきましては、私の任期中に目途を立てたいと、方針を定めたいということで以前の議会で答弁をしておりましたので、今回新庁舎建設に向けての取り組みを進めるということで、必要な予算を計上したところであります。

それから、これまで庁舎建設推進委員会の方で議論をしてきておりまして、この委員長につきましては副町長が務めておりますので、あとで経過については詳しく説明をさせますが、その中でボーリング調査を先にしたいということで掲げておりますが、これは発注の方法ですね、プロポーザル方式、そしてデザインビルド方式にしたいということで、まず、ボーリング調査の資料程度は先に提供すべきであろうということで、ボーリング調査を今

年度発注をすることにいたしております。

それから、議員の質問の中で、第2別館横のいわゆる旧田んぼでしたか、今未利用ですけど、それを購入することについては直接の関係はありませんが、これは以前から、10年以上前からこの土地を役場の隣接地ということで地主さんに買い取りの申し出をしておりました。たぶん10年も20年も前になると思うんですけど、しかし、当時は地主さんの同意を得られずに今日まで来ておったんですが、今回譲っていいという地主さんのお話がありましたので、取得をすることにして予算を計上しております。これはさっき言いましたように、新庁舎建設の直接的な目的ではありませんが、やはり庁舎を建設するとなりますと仮の駐車場が要ったり、あるいは、もしかしたら仮の庁舎をプレハブでも建てなければいけない、いろんな問題が想定されますので、いい機会ではないかということで予算を計上しているところではあります。

なお、非常に大きな事業となりますので、これまでの経過について副町長の方から簡単に説明をさせますので、ぜひご理解をいただきたいと思いません。以上でございます。

議 長 副町長。

副 町 長 私の方から簡単にご説明をさせていただきます。

初めに、この新庁舎建設につきましては、平成19年から庁舎建設に向けての検討委員会を庁舎内部で進めて来ておりました。最終的にはやはり財源がどうしてもないというのと、国の助成がないというふうなことで、しばらく建設はあきらめるしかないというふうなことで来ておったわけですけども、このままでは職場は当然ですけども、住民の方に対してもですね、どうしてもご苦勞をかけてしまう、不便をかけてしまうということで、それと町長が言いましたように、耐震がないというふうなことで、これはどうしても建て直す必要があるというふうなことで、新庁舎建設推進委員会というのを立ち上げたものでございます。この川棚町新庁舎建設推進委員会、7回開催をしておまして、第1回目が26年の5月26日からです。それから7回を開催して、昨年12月に推進委員会からの報告ということで町長の方に報告をいたしております。その中でやはり期間的なものもある、安価に仕上げるためには何が必要か、そういったものについても議論をいたしております。

す。それにつきましては、デザインビルド方式でプロポーザルというふうなことで発注することがいいだろうというようなこと、あるいは、庁舎の広さは何㎡ぐらいがいいだろうとか、そういった建設規模ですね、それから新庁舎建設の配置、位置、それにつきましては素人ですので、職員がいくら考えても結論はでないんですけども、やはり駅からの距離とか、いろいろ考えた場合に、今ある庁舎に建て替えるのが一番合理的だと、それと他を探しても土地がないというのがございますし、そういったもの諸々研究をいたしております。そういったことで今回国からの交付税の措置もあるというふうなことになりましたので、今回ボーリング調査、これはプロポーザルに出す場合も地質がいきますので、そういったもののためにこういった費用を上げているところでございます。

それともう1点、総務課長が言いましたように、委員会ですけれども、当然、役場庁舎という大きな建物を造りますので、外部の委員さん方に入っていて、いろんな視点からご協議をいただきたいということで、その委員会の報酬を上げているわけでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 関連ですけど、この一般会計の説明書の中に委員の謝金とか、それから視察等あるいは旅費と書いてありますけど、視察をする場合はどこの、どういったところの庁舎をですね、視察をされるのか。あるいは、そういった2階建て当たりの視察なのか、あるいは複合型の視察なのか、そういったところの視察を今年度中に、29年度中に行うのかですね、お聞きをします。

議 _____ **長** 総務課長。

総 務 課 長 それではお答えをいたします。

視察先の件ですけれども、最近デザインビルド方式、こういった方式を採用している自治体が増えてきていると。これはどういうことかと言いますと、いわゆる設計、それから建築、こういったものをまとめて発注するということであります。そういったことで、こういったデザインビルド方式を採用して庁舎建設を行った自治体、こういったところを視察をしたいと、このように考えております。視察については、当然29年度予算で取っております。

すので、29年度中に行いたいと、このように考えております。以上でございます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 先程、山口議員の質問にはっきりしたお答えがなかったようなんでもう1回聞きますが、32年度完了ということの意味ですけれども、29年度は設計費とかは入っていないので、29年度ボーリング調査などをしたのちに、30年度に設計が行なわれるのかなと思われませんが、そうすると32年度完成ということはかなり短期間のようですけれどもできるのでしょうか。あるいは、要するに29年度からの年次的な計画っていうのはどのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 副町長。

副 町 長 私の方から答えさせていただきます。

建設スケジュールについてはどういうふうに考えているのかというご質問であったと思います。委員会の報告といたしましては、29年度に基本構想、計画、工事発注の基準、そういったものを定めまして、30年度にプロポーザルを実施いたします。総務課長が言いましたように、デザインビルドとなりますと、設計と工事が一体となったもので一括であります。そういったことで期間も短くできると。通常であれば設計委託をして、その設計について入札をして、その人と落札したところとずっと話をして、また工事と変わるんですけれども、デザインビルドとなると、もう工事をする人と設計をする人1つのところですので、そういったことで期間が短くなる、それと安価にできるというメリットがあるということで、今そういったものがずいぶんと普及していると言いますか、利用されているという状況です。それから31、32年度にかけて、2年あれば工事が完了するだろうというふうなことで考えているところであります。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 関連してお尋ねします。

先程、委員会は職員及びその民間の方達から選出するとおっしゃいましたが、その民間の方達は、今既存されている団体のいろんなのに入ってもらっしゃる人たちを選ばれるのか。それともそういうことに長けた人というか、どういう関係の人たちを選ばれる考えをお持ちなんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 お答えします。

庁舎建設については、外部の委員で組織する委員会を設置をしたいということで考えておきまして、人選などについてはまだ詳しくは検討しておりません。よく、公募すればいいんじゃないかという話もありますけど、現時点では私の方から適任者をお願いしようということで、公募については考えておりません。以上でございます。

議 長 一般会計全般に渡ってでいいですから。波戸議員。

8 番 波 戸 予算書の58、59ページですね、教育振興費の中で、今回中学1年生を対象にイングリッシュキャンプの事業を始めるということなんですけども、予算が165万2千円付いております。このイングリッシュキャンプの概略と、どのような効果を求めているのかお尋ねいたします。

議 長 158ページですね。教育次長。

教 育 次 長 お答えしたいと思います。

このイングリッシュキャンプですが、昨年度県の事業で中学校1年生を対象に、昨年川棚中学校の1年生が参加をしたわけですけど、ハウステンボスの中に英語教育をするというような組織というか、そういうところがあってそこに入って、行って外国人と一緒にですね、いろいろハウステンボスの中を回って英語に関する興味を醸成していくということの事業になっています。

この事業については英語にまず興味を持っていただくということが、中学校1年生ですので、そこで最初に英語の教育を始めるわけですけど、そこからまず英語に関心を持っていただくということを一番主眼に置いています。それから、英語力の向上と、外国人と一緒に活動しますので、そこで外国人とのコミュニケーション能力を向上させるということですね。それから、英語に対する学習意欲を更に向上させて、国際社会へ漕ぎ出そうとか、そういうことで国際社会に更に興味を持たせようということを推進するということが目的とした事業です。

この他にですね、ハウステンボスだけではなくて、今計画をしているのは、他の長崎国際大学に外国人いらっしゃいますので、そことの交流もその時に一緒に合わせて考えています。以上です。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 1 1 番小田です。予算書 1 1 7 ページです。ここです、障害福祉サービス事業費、それと障害児給付費がですね、前年度と比べて大変増えているわけなんですけども、その増えた要因、事業内容、対象者数などをお聞きします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

この障害福祉サービス事業費、それから障害児給付が大きく伸びているわけですが、これは1月当たりですね、状況を比較をしたところですね、昨年の11月と27年の11月と、1月当たりで見ても、やはり障害福祉サービス事業費の方では約300万程度ですね1月当たりで伸びが見られています。これは、日中活動系のサービスを受けている方がですね、大きくなっているという状況でございます、1月当たりで比べますと、1年間で約10人、1月分ですね、10人程度伸びているという状況でございます。中でも生活介護であるとか、就労移行のですねB型の利用とか、こういったものが大きく伸びておりまして、全般的なものとして、こういった日中活動系の部分が伸びておる状況でございます。

また、児童給付、障害児の給付費につきましても、障害児の通所のサービス、これを受けてる方がかなり多くなっておりまして、全体的に1月で見ましても利用者がですね、16人ぐらい、1年間の、単純に27年11月と28年11月ということで比較してみても、利用者が16人伸びているという状況で、こういった要因がですね、主な増加要因となっております。以上です。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 先程の波戸議員の質問の中でですね、イングリッシュキャンプ事業ということで答弁をされたんですが、実は資料の18ページですね、ここで上がっておりまして、もう1つはですね、町長の説明書の中ですね、6ページをちょっと見て、帰ってから考えてみたんですけども、企画というのは、今までの国際化交流の分の予算減額をしたということで、少額だからということで、それに代わるものとしてこのイングリッシュキャンプ事業ですか、それになったのかなと思いつつも、ここの書き方では国内にお

いて国際性豊かなという表現もあったり、そしてその下段にはですね、町内に在住する外国人との交流ですね、そういったものを企画するという文言があって、果たしてこのイングリッシュキャンプ事業というのがそれを指しているのかどうかちょっと理解できなかったんですが、その関連性はいかかでしょうか。

議 長 町長。

町 長 私の方からお答えいたします。

まず、これまで進めてきた国際交流事業は、実は町制施行65周年記念事業としてスタートして、今日まで続けているんですが、これは子どもたちを海外に派遣して、海外の生活文化を直接海外に行き体験してくると。そして国際性豊かな人材を育成しようということで進めてきたわけでありまして。

しかし、相次ぐテロがあちこちで発生しておりまして、現状では子どもたちを海外にやることはあまりにも危険ではないかということで、この事業は中止をしましょうという決定をしたところであります。

そこで、これまででいう国際交流事業につきましては総合計画にも定めておりますように、町内の外国人との交流を進めていこうということで、国外から国内に変更をいたしております。そこで、子どもたちの国際交流事業をどうするかと言いますと、これまでの海外に派遣しての交流事業ができなくなりましたので、じゃあ新たにそういった事業を教育委員会で立ち上げてもらえればどうだろうかということで、教育委員会と協議をしたところイングリッシュキャンプが他町でも実施されている。そしてこのことにつきましては、子どもたち全員が参加できるというメリットもありますので、そういうことで進めてもらうことにしたわけでございます。

したがって、関連性というのは、今までの国際交流事業とはほとんどありません。新たにイングリッシュキャンプというのを、教育委員会で立ち上げるということでご理解いただければと思います。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 今のに関連してでございますが、説明書の10ページなんですけど、その中のいわゆる一般企画費の中にですね、国際化推進事業費は町内在住の外国人と住民との交流事業に取り組むこととして、一般企画費に統合したと、こういうふうにあるわけです。そうすれば、この町内在住の外国人

と住民との交流事業というのは具体的にですね、どのようなことを、おそらく中学生のイングリッシュキャンプとは全く別物だと私は捉えているんですが、どういうふうな事業を展開していこうと考えておられるのか、そこをお尋ねしたい。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それではお答えいたします。

説明資料の中に書いておりますように、従来の国際化推進事業、これを町内在住の外国人と住民との交流事業に取り組むことというふうにしております。これにつきましてはですね、現在町内で在住する外国人の方が、日本ハムファクトリーにミャンマー人の方が今年2月1日に6名在住されることになりました。そして、もう1つの企業で、カイトックファクトリー、こちらには昨年4月からベトナム人の方が6名、そして1月の末にミャンマー人の方が6名ということで在住されることになって、それぞれ約3年程度在住されるという予定です。

私共としましては、今回こういった町内に在住される外国人の方、せっかくの機会でありますので、3年間の滞在の中でですね、町民との交流の機会を企画しまして、そして川棚町を知っていただき、そして川棚町を好きになっていただく、そしていい印象を持って帰っていただくような、そういう企画を取り組んでいきたいというふうに考えております。

それで、まだ両企業につきましてはですね、先だって訪問しまして、企業に対してそういう研修生の方との取次ですね、こういったものの協力をお願いしたところでありまして、幸い協力をいただけるということで返答をもらっていただいております。そして、今後はその辺模索していくことになると思うんですが、例えば歴史探訪とかいうのをですね、年間3回程度行っております、こういったことにお招きをしたり、あるいは、夏祭りに参加をしていただいて交流を持つとか、そういったふうなことを考えておまして、現在検討中ということで、今後具体的に両企業と打ち合わせをしながら決めていきたいと、そういうふうに考えているところであります。以上です。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 1 3 番村井です。1 3 9 ページですけども、その前に1 4 9 ページに、土木費の公園管理費の中に片島の西側を駐車場として、用地とし

て購入するということを説明があったんですが、ここは購入だけを今年度して、整備はそのままなのか。それとも139ページに「かわたな『発見・巡る旅』整備プロジェクト」というその説明の中に、片島公園の整備というようなこともあったんですけども、ここは片島の西側を購入して、今年度購入して、今年度中にそのその後の整備まで行くのかどうかをお尋ねします。

議 長 建設課長。

建設課長 私の方から村井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

予算に上がっております事業といたしましては、地域政策課が所管いたします、「かわたな『発見・巡る旅』整備プロジェクト事業」という事業において、建設課が所管しております、片島公園の整備を図っていくというふうにしているものであります。そこで、私の方からまとめてお答えをさせていただきます。

ご質問の通り、予算に計上をしております、片島公園の西側の駐車場の確保のために、用地を取得するようにいたしております。その用地につきましては、取得後に「かわたな『発見・巡る旅』整備プロジェクト事業」を活用して駐車場として整備をする予定をいたしております。また、公園内の散策をする園路につきましても、その事業において整備をする予定といたしております。一部につきましては、公園の管理のためのフェンスとか、排水対策とかということも事業の中で進めていく予定といたしているところであります。以上です。

議 長 毛利議員。

5 番 毛 利 5番毛利です。2点お尋ねします。

まず建設事業につきまして、町道野口線中組工区というのがあるんですけど、2箇年と記載をされてあります。この2箇年でやられる計画と申しますか、事業の内容をお聞かせ願いたい。あの野口線は上に登って行くとだいぶ道路も傷んでいてですね、これは大規模にやると結構な費用もかさむんじゃないかと思っておりますので、今後の見通しと言いますか、計画があるのか。その点と、上組西部線、こちらも一部地滑りでしたかね、何か影響があって工事のペースがダウンしているようなことをお聞きしましたので、今後の見通し

について、また、中倉線、こちらも着工されるようですけれども、この見通しについてお尋ねします。

それともう1点、先程から出てきてます土地購入費で、第2別館横と片島の西側ですか、購入されるということですが、面積をお聞かせ願いたいと思います。

議 長 建設課長。

建設課長 それでは毛利議員のご質問にお答えをいたします。

まず町道野口線についてであります。町道野口線の中組工区の場所につきましては、ちょうど橋本建設さんの事務所の入り口から野口の方に向かって行く場所になります。計画の延長につきましては、全体で85mを計画いたしております。29年度はその内の約半分からちょっと、半分強の58mを予定しております。基本的には、路側側の擁壁を突き上げて道路を拡幅していくというような計画にいたしておりますけれども、一部は民地側の今の石積みを壊して、視距の改良を行っていくということもいたしております。ちなみに現道が野口線で3.6mを5.2mに拡幅するものであります。予算につきましては全体的に財政状況もありまして、地元と協議して2箇年で改良を行うということにいたしましたところであります。

また、野口線の更なる計画、あるいは道路の傷み等のご質問ですか、現在におきましては野口線の全線についての拡幅改良については計画を持ち合わせておりません。ただ、部分的には離合箇所を設置したりとかいうことで対応はいたしてきているところであります。舗装の痛みにつきましては、現在基幹農道の工事用道路でも使われておりますので、そこについては現在県とも協議をしながら進めていきたいというふうにも考えているところであります。特に、ひどい部分につきましては、町の維持的なもので、現行予算の中で対応をしてきた箇所もございます。

次に、上組西部線の関係であります。ご指摘の通り地滑りの調査で2箇年を要しております。その調査の結果につきましては、先日報告書が提出されたところであり、問題となるような大きな地滑りの兆候は確認できませんでした。そのことを受けて、現在設計の方に移っております。その設計の内容で行きますと、法面切り取り後にアンカー工法での対策が必要というような設計の結果でございましたので、完成見込みを当初は平成31年度というふ

うに思っておりましたが、地滑り調査の2年間延びた事、それからアンカー工法で行きますと、約3年程度の事業期間が必要になることから、現在の完成目標年度を平成34年度と予定をしているところであります。ですから、3年程度伸びるということになります。

次に、中倉線の見通しであります。平成29年度に長崎川棚医療センターの用地補償の契約を行う見込みでありましたが、医療センターとの協議において、29年度中の契約には至りませんでした。ただ、30年度の契約ということで現在協議は進めております。そこで、完成年度につきましては、現在国土交通省の交差点改良との関係もありますが、平成32年度末の完成を予定しているところでございます。以上が工事についてであります。

土地の面積についてであります。片島公園の面積は約470㎡でございます。以上です。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、ご質問の第2別館横の宅地、土地についての面積でございますが、809.52㎡であります。809.52㎡となっております。以上です。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(10:55)

(…休憩…)

(11:10)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 引き続き、一般会計に対する質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 歳入のことで1点お聞きしますが、町長の説明にも、それから企画財政課長の説明にもありました、地方交付税のことです。企画財政課長の説明書の4ページの下の方でございますが、この地方交付税についてですね、総額において減額方針（前年度比2.2%減）が示されているということについてなんですけども、減額方針ということの意味がよくわからないなと思います。というのはですね、地方交付税はその所得税や酒税の6%と決まっているので、国税の収入が、所得税や酒税の収入が減るならば

当然それは総額が減っても当たり前と思うんですけども、それはしかしその場合国税の方が減るから減額するということであれば、方針という言葉を使わないんじゃないかと。減額見込みということじゃないかと思われるので、これはどういう意味かということをお聞きしたいと思います。すなわち、国税の所得税や酒税が減額見込みなのかどうなのか。そうした場合に、それならば減額見込みというべきではないか。もし、所得税や酒税が減額見込みでないにも関わらず減額をするということはおかしいのではないか。すなわち、地方交付税はきちっと税率が決まっているんだから、勝手に国の方が減額すべきでないと思いますので、それは地方としては、そのような減額方針はおかしいという意見を言うべきではないかというふうなことを思ったりいたしますので、ここの総額において減額方針ということはどういうことかということをお聞きいたしたいと思います。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 答えいたします。

ご質問の減額方針でありますけれども、ご指摘の通り地方交付税の財源は国税の一定分が基礎となっております。そして、今回その算定におきましてですね、やはり国税収入、これが非常に落ち込んでいるということで、その基となる財源がまず減ったということですね、非常に総務省と財務省との間でかなり突っ込んだ交渉があったそうです。そして、この交付税につきましてはですね、そこら辺が資料で書いてあるだけなんですけれども、地方交付税特別会計の加算措置であるとか、そういったものがいろんな調整機能があるようです。単に国税の歳入の一定額ではなくてですね、それを調整する機能が地方交付税特別会計の中にもあって、その中で色んな調整を図ったうえで地方交付税の総額が決まっていくことですね、そういったことから方針という言葉を使っているようです。ですから、ストレートに国税収入が反映するのではなくて、そこにワンクッションおくと言いますか、その中での方針ということのように聞いております。以上です。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 1 3 番村井です。予算書の 1 3 7 ページ、漁港建設費の節の 3、海岸堤防等老朽化対策事業というようなことで、長寿命化計画の策定をするということですが、ここはどういった場所なのか。全町的に見直

してされるのか、それとも現時点で何箇所かわかっておられるのかをお尋ねいたします。

議 **長** 農林水産課長。

農林水産課長 村井議員の質問にお答えいたします。

海岸堤防等老朽化対策事業、これにつきましては、事業箇所につきましては小串地区の太田海岸長寿命化策定の一式というふうなことであります。以上です。

議 **長** 農林水産課長。

農林水産課長 すいません、間違えました。川棚の漁港の三越漁港、それと惣津漁港ですね、その長寿命化計画の策定、これは海岸保全事業の区域、両方とも海岸保全事業をしておりますので、その区域内の長寿命化計画になります。以上です。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 2点お尋ねします。

説明資料の10ページで、先程6目企画費で町内在住の外国人と住民の交流事業に取り組むということがありまして、その中で歴史探訪とか夏祭りの検討とか、そういうのを事業主と話し合っていくっていうふうに聞き取ったと思うんですけども、今、全国的に外国からの研修生とか就労される方達の問題がいろいろ起きておりますが、そういうことにも役場として相談があった場合は取り組んで行かれるつもりなのか。これが1点と。

それからもう1つは、予算の67ページの額は小さいんですけども、長崎県のフッ化物の洗口事業ですね、ここに26万7千円とあっていますが、今このフッ化物というのはテレビニュースでもよく見ますように、有害物質として今取り上げられております。こういう中で、今まで何年か経ってますけども、その効果が出ているのかですね。そして新たに入園するお母さんたちへの説明はきちんと心配なくなされる予定なのかお尋ねしたいと思います。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それでは国際交流事業に関してであります、先程別の質問の際にですね、企業にお願いしたというのは、私共がいろんなイベント等にご案内の文書等出す際にですね、私共で現地語に訳すという行為とか、そういったのができませんので取り次いでもらうという、そういうお願いなだけ

です。積極的にいろいろお願いをするというのではなくして、案内の文章をおつなぎするという、そういうお願いをしているものです。

それで質問の中に、研修生のいろんな問題、就労問題とかで、そういったものが相談があった場合どう対応するのかということですが、基本的に私共はそういうことに立ち入るべきではないと考えております。と言いますのが、あくまでそれは労使間の問題でありまして、対応する部署もですね、おそらく、少なくとも企画財政課はそういう労政関係の所管は持っておりませんので、そういったことには立ち入るべきではないというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員のフッ化物洗口についての質問ですけれども、まず状況としましては、フッ化物洗口事業を27年度から川棚町では始めております。3小学校とももうすでに実施をされております。保育園、こども園、これらにつきましては、サルビア保育園は27年度から、それから小串保育園、みつばこども園が29年度からの予定と。それからみのりこども園が28年から実施をしております。

保護者への説明会なんですけれども、この実施をする前にですね、保護者に集まっていただいて、こちらの方から出向いて保護者への説明はしております。その中には町内の歯医者さんも来ていただいて、説明をさせていただいております。

それから安全性についてですけれども、WHOの方でですね、フッ化物洗口については、小学生、3歳未満はするべきでないという報告がなされていたんですけれども、日本歯科医師会の報告によるとですね、そのWHOの報告は、毎日フッ化物をして飲み込んだ時の場合ということで、これはもう現実的にはありえないと。3歳以降の方にはしていませんし、保護者への説明も十分されていると思います。それから小学校におきましても、まず保護者の方に、フッ化物をするかしないかっていうのは保護者の方に許可を取りますので、保護者の方がさせたくないということであればさせておりません。また、1人だけしないと、疎外感が感じられないように、したくないという児童については水でさせておりますので、そういった配慮もしております。安全性につきましても、先程言いましたように国、県で進めておりま

す。進めている中で、大きな問題点というか、事故等の報告はあっておりませんので、安全性については大丈夫なんだろうと思って進めております。

それからその効果ですけれども、まだ27年度に始めたばかりでありますので、今のところその効果というのは、このフッ化物洗口事業における効果というのは出ておりませんが、年々の乳児の、年齢別のですね、虫歯の保有数というのはありますので、今資料をもちあわせておりませんので、後程報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 予算書でいけば124、125になるかと思いますが、いわゆるピロリ菌抗体検査をですね、検査項目として本年度から、いわゆる健康診査に必要な額を計上したとあるわけですが、このピロリ菌抗体検査ですか、これは希望者のみにされるのか、それとも例えば特定健診みたいな形ですね、その検査項目の中に包括して行われるのかですね、その方法とか内容についてお尋ねします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは山口議員の質問にお答えいたします。

ピロリ菌の抗体検査ですけれども、29年度から実施するようにしております。検査内容につきましては、検査方法につきましては血液検査で行います。今のところ対象としては40歳以上の方を対象としております。計上している額としては、胃がん検診を受けられている方と同数で一応予算は計上しております。方法としては、がん検診の中で行いたいと考えておりますけれども、特定健診の中でも血液を採取する部分がありますので、その時にでもできるようにしていきたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。教育費のですね、施設改良の中でですね、今回小中学校に扇風機を設置というふうな予算が計上されております。これについてはですよ、過去に前教育長時代にですね、私は一般質問で太陽光設置をしてエアコンか扇風機をとという質問をしましてですね、その時点では今後調査、研究をするよという答弁をいただきまして、今回扇風機が、設置が上がっておりますので、私にとってはよかったのかなと思っておりますが、実際学校現場としては扇風機よりもエアコンではないかというような気がす

るんですよ。例えばエアコンと扇風機ですね、設置費用、ランニングコストも含めてですね、比較検討されて、その結果この扇風機設置というふうになったのかどうかですね。それと、設置をされる場合は各教室と言いますか、そこに例えば何台設置をされるのかですね、お尋ねします。

議 長 教育次長。

教育次長 それではお答えします。

今回扇風機ということに、事業を計上しているわけですけど、もともと28年夏前が非常に熱くてですね、各学校で教室内が39度以上になるというような状況で、具合が悪くなる生徒が出るという実態がありました。そういうことから扇風機というか、そういった対応をしていただけないかという声が学校から上がってきたわけですけど、エアコンと扇風機とその中で検討しましたが、エアコンについては設置費に全教室をすると1億程度の費用がかかるということで、扇風機については全教室で1千万程度ということでしたので、今の財政状況を考えて扇風機ということで決定をしております。今回は、全教室ではなくて普通教室のみ、音楽室とか図書、そういったところを除いたところに設置するということで予算を計上しております。今、計画をしているのは、天井設置で2箇所、2機つけるということで予定をしております。以上です。

議 長 波戸議員。

8番波戸 予算書の134、135ページ、説明欄の12番で森林山村多面的機能発揮対策交付金事業費というのがあるんですが、昨年までは森林整備地域活動支援交付金というのがあったんですが、これがなくなってこれが入っているということは、これは事業が変わったということでしょうか。それとも新しく事業が始まったということでしょうか。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 それではお答えいたします。

この森林山村多面的機能発揮対策交付金事業ですけども、これはもともとが直接事業でありまして、県からそのまま地元ということだったんですけども、今回市町村の方に入ってくるというふうな形になりましたので、今回計上しています。新規って言いますか、もともと活動はずっと地元ではされていた。それが、内容が変わってここに計上したということでもあります。以

上です。

議 長 高以良議員。

10番高以良 歳入歳出双方に関係することですけれど、歳入の予算書14ページからですね、歳出では2款2項町税費に滞納システム導入に要する経費を計上してありますけども、そのシステム導入の結果がですね、歳入面でどういうふうに効果っていうか、徴収率とか徴収金額に影響をしてくるといふふうに見込んでおるのかということ、それから、システムの導入に要する経費がどれくらいかということで、費用対効果の面でどういうふうに判断をされているのかですね、そこら辺についてお尋ねします。

議 長 税務課長。

税務課長 お答えします。

どういうふうに影響があるのかということですが、そもそもこのシステムを入れるとした要因としましては、滞納者の基本情報や納税状況、それから財産の状況、分納、滞納処分に関するそういう情報が一括して管理できるようになることを目的として導入することとしておりますので、そういうものが全て各課で情報共有ができて、なおかつ、今収納対策係だけで行っております滞納処分を、各課でも行うようになりますので、ある程度迅速に、スピーディに業務がこなせるということから言うと、財源の確保に向けて影響があるのではないかというふうに思っています。

それと費用は529万2千円としておりますけれども、国保負担分として200万円国保の方からいただくようにしておりますので、実質のと言いますか、全体で見たら529万2千円になります。ただ、この529万2千円というのは、今町が導入しております電算機能システムのRKKと連動した場合でこれだけ安くなったという経過がありまして、費用対効果というところは今後発生するもので、それがどれぐらい費用に対して効果があるのかというのはちょっと今のところ見えてはおりません。

それでこの収納対策システム、滞納整理支援システムというのは、県内で唯一川棚町が持っていないシステムでありまして、今回お願いしたという経緯もありますので申し添えておきます。以上です。

議 長 小田議員。

11番小田 11番小田です。予算書では150、151ページの消防費

のことでお尋ねいたします。消防団の移動系無線をLTEトランシーバーに更新するというふうにありますけども、最終的にはどのような連絡体制と言いますか、体制になるのかお尋ねします。

議 長 総務課長。

総務課長 答えをいたします。

無線機の導入でございますが、実は昨年も導入をいたしております。昨年は各分団、それと本部の通話用ということで導入いたしました。最終的には消防団の幹部、いわゆる正副団長、ここにも配布を、何て言いますか、対応した方がいいだろうというふうなことになりましたので、基本的には正副団長、いわゆる団の幹部に配備をしたいとこのように考えております。以上でございます。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 予算書149ページですけども、ちょっと金額は小さいんですけども、民間建築物吹付アスベスト改修事業費25万ってあるんですけども、具体的にわかるのであれば、初めて見たものですからご説明いただきたい。

もう1点が、157ページの学校プール管理費、その次中学校もあるんですけども、158ページ同じ学校プール管理費が廃目となっております。これはどちらの方に振り替えというか、変わったのかお聞かせいただきたいと思っております。

議 長 建設課長。

建設課長 それではお答えをさせていただきます。

民間建築物吹付アスベスト改修事業についてであります。今回新規として計上させていただいております。国の補助事業でありまして、住宅建築物安全ストック形成事業という補助事業でございます。1件当たり25万円が限度額となっております。1件当たり25万円が限度額で、内容といたしましては、アスベストの含有調査ということで今回計上いたしております。補助率は国100%であります。現在町内にアスベストの含有が懸念される建物が1軒報告をされております。その1軒について今回計上をいたしているところであります。以上です。

議 長 教育次長。

教育次長 学校プール管理費についてお答えします。

学校プール管理費につきましては、それぞれの各小学校、中学校の学校管理費の中にこれを含めて今回、29年度から計上をしておりますので、今年廃目ということとしております。以上です。

議長 小谷議員。

9番小谷 予算書118、119ページですけれども、児童福祉総務費の減額が約1億ちょっとぐらいになってはいますが、この部分の説明のところの保育所運営事業費に関しての減額かと思われませんが、これは確か保育所の建て替え等に関するものだと思っております。今現在サルビアさんの建て替えがあつてますが、その分等が絡んでいるのかどうかちょっと、年度を跨いできているので繰越でも出てきておりませんし、そこら辺の説明をちょっとよろしくをお願いします。

議長 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

児童福祉総務費が前年と比較して大きく減少しているところは、やはり先程議員の質問にもありましたように、サルビア保育園の建設に係る助成分が今年度は計上は、建設助成がないということで大きく減少した要因となっております。なお、このサルビア保育園のですね、助成につきましては、ただいま建築中でありまして、今年度中の建築完了、竣工がですね、見込めないところから、今現在繰越の承認の手続きをですね、行っている状況でございます。これがまだ繰越の承認がおりてきておりませんので、繰越の承認をいただく機会をまだ補正予算等で計上することができておりませんので、最終的には今年度末までにはこの承認が下りるものと思っておりますので、最終の補正に入って来るのがですね、また新年度の中の5月、すみません、今後の手続きの中でですね、繰越の承認をいただくということは念頭になっております。事業としては29年度の、具体的には宙に覚えている状況で申し訳ございませんけれども、7月末ぐらいまでの工期をですね、見込んであつたと思います。28年度の予算については執行ができませんので、29年度へ繰越をさせていただくというような段取りを、今後手続きとして踏まえております。以上でございます。

議長 堀池議員。

7 番 堀 池 予算書 130、131 ページなんですけども、農業振興費、ここで長崎県農業振興事業費で説明の方が 14 ページにあるんですけど、小串トマト後継者を支援する「次代の担い手確保育成支援事業補助」ということになっておりますけども、だいたい 1,700 万という計画なんですけど、何軒ぐらいでという具体的なところがちょっと見えないなど。去年は輝く長崎園芸産地振興ですか、アスパラガスの。これはかなり戻したんじゃないかなと、減額したんじゃないかなと思うんですけども、今年はこれで大丈夫なのかというのがあったんで、ちょっとお伺いします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 それではお答えいたします。

「次代の担い手確保育成支援事業」ですけども、これは小串トマトの後継者ということで、ビニールハウスを 1,365 m²、1 反 3 畝ほどの建設を計画をしております。県費が 5 分の 2 で、町費が 10 分の 1 ですね、ということで予定をしております、今はもう後継者も家でトマトの栽培をされていきますので、その増棟ですのでスムーズに行くかなというふうには思っております。以上です。

議 長 毛利議員。

5 番 毛 利 では最後にお尋ねします。

保健体育費のですね、「わがまちスポーツ」推進事業をお尋ねしますけども、今回ホッケーのトップアスリートということで、オリンピックの代表選手ですか、を招致するという事なんですけども、またその総合型地域スポーツクラブと連携してナイターホッケーをされるということで、今回ホッケーですからずっと続けていただきたいんですけども、この「わがまちスポーツ」推進事業の今後と言いますか、ホッケーに関しても今後と言いますか、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 それではお答えします。

「わがまちスポーツ」事業については昨年からですけど、これは事業としては 3 箇年ということになっております。国体を契機にホッケーをそのまま推進していこうという、振興していこうということで始めておりますが、この 3 年間である程度の、今回総合型の地域スポーツクラブと連携をしてとい

うことにしたのは、これからもですね、こういった事業に、ホッケーについて継続して、そのクラブの事業として一緒に取り組んでいくということも考えておりますので、今後もホッケーについては継続して支援、振興をしていきたいということで考えております。以上です。

議 _____ **長** 他にありませんか。まだページをめくっておられる方がいられますけど、よろしいですね。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩いたします。

(1 1 : 4 9)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 一般会計の件ですが、先程質問しました地方交付税の件ですが、考え方をはっきりさせておきたいので聞きたいのですけれども、地方交付税というのは、地方自治体の独自の地方自治体の財源であるというふうに言われてきたし、そうであるというふうに思っております。すなわち、国が所得税や酒税を集めて総務省が配分をしてというのは、地方の財源を、地方のお金を預かって計算をして、地方に配分をしているだけであって、地方交付税というその税という言葉はですね、そういうことを表していると思うんですよ。配分されたお金が地方に届いて初めて税が実現するということになるんだと思うんです。だから、地方交付税は地方の財源であるということをはっきりさせなきゃならないのに、最近は国の方も、あるいは地方の方もそうかもしれんですが、そこら辺の考えがあいまいになっているんじゃないかというふうなことを思います。だから、国が地方交付税を減額するということはあり得ないと思うんですよ。そんな勝手に地方のお金を国が減額するということができるみたいなことはおかしいんであって、預かったお金をちゃんと配布してくださいよというのが本筋だと思います。いろんな計算でトータルが減ったりするということはあると思うんですけど、現実に国から配分されてくるお金は、地方交付税交付金という名前のお金だというふ

うに理解しています。たぶん専門的にそういう用語が使われていると思うんですが、地方交付税交付金は国の計算によっていろいろ減ったりなんかするかもしれないけども、地方交付税という税金そのものは本来地方の財源なんだから、国が減額したりすることはありえないというふうに考えるべきだと思っっているんです。なので、もしそういう国の方が変な方針を出したらおかしいぞと、地方としては言うべきだと思っっておるんです。そこら辺の考えをはっきりさせていただきたいと思いますが、その考えをお聞きしたいと思っます。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** それでは私の方からお答えします。

地方交付税の考え方について今議員が申されましたが、基本的にはそうであらうと思っます。具体的に申し上げますと、まずは基準財政需要額というのが計算されて、川棚町でいくらと算定がされます。そして、基準財政収入額が税収等々ありまして、その差引の差と言うものが町にとって財源不足が生じますので、それを地方交付税で賄おうと、こういった基本的なルールでありまして、そういった計算上で差額が出てきた分については当然国が負担してくれるだろうと、こういうことをございます。

しかし、先程担当課長も申し上げましたように、いろんな要素がかみ合ってきて、もちろんその国の財政状況もあるということもありまして、いわゆる、私共から言わせれば、100%交付されていないじゃないかという、そういう議論が生じてくるわけをございます。そこで、地方といたしましても、国に対してそれについてはきちんと基本に戻って交付をするようにと言う要望はしていつているところをございます。田口議員がおっしゃる通りをございます。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。

ここで健康推進課長から発言の申し出がぁつておりますので、健康推進課長。

健康推進課長 午前中の久保田議員からのフッ化物洗口事業についての質問に対して、不足分の回答をさせていただきたいと思っます。

まず、フッ化物洗口事業の効果ですけれども、川棚町においては27年度から開始をしておりますので、数字的なものはまだ上がってきていない状況

であります。

ちなみに、佐賀県の方がいち早くこのフッ化物洗口事業を取り入れておりまして、1998年頃の佐賀県ですけれども、全国で3歳児の虫歯ワースト1位で、2000年頃からフッ化物洗口事業をスタートし、2013年にすべての小学校でフッ化物洗口事業が実施されるようになったと。その結果としては、平成18年に12歳児の有病者率都道府県順位で29位だったものが、24年には6位。それから12歳児虫歯のない者の割合が平成18年が35.8%だったものが、平成24年には60.6%まで上がっていると。こういったことを考えますと、効果のある事業ではないかと考えております。

それから、川棚町のう蝕有病者率、いわゆる虫歯になっている子どもの率なんですけれども、これは1.6歳、3歳からずっと12歳までデータがございますが、4歳児、幼稚園、保育園になりますけれども、それでその4歳児が39.4%、県の平均では39.0%。6歳児は県が55.6%、県の平均ですね、それに対して本町が63.6%。それから11歳、小学校6年生になりますけれども、県の平均が49.6%に対して、川棚町が52.2%と、う蝕有病者率としては多い方ではないかと考えております。これも2、3年後には数字としては結果が出てくるのではないかと考えております。

それからもう1点、山口議員の方からピロリ菌の検査の対象についてご質問がありましたが、40歳以上と答えておりましたけれども、40歳以上で希望をされる方ということで対象としております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんね。

質疑なしと認め、これで議案第11号「平成29年度川棚町一般会計予算」に対する質疑を終わります。

(13:07)

議 長 次に、議案第12号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する質疑を行います。山口議員。

1 番 山 口 1番山口なんですけど、国保会計の一般的な考え方についてちょっとお尋ねしたいと。いわゆる国保税というのは説明の中でですね、次年度予算で2,300万ほど減少ということで、これはだいたい国保税の

8%近い金額ですよ、概算ですよ。そして逆に給付費というのは1億6,500万ぐらいの増加とそういう見通しです。ということは、これは10%以上なんです。ということは税は8%ぐらい減って、そして結果的に給付費は10%以上の伸びになっていると。結果的に財源不足ということで、一般会計から6千万繰り入れると。そしてそのトータルの予算編成を見ればですね、最後の予備費というのは247万。非常に厳しい運営になのかと思っているんですね。こういう状態が当面続いていくという見通しなのか。そうした時に、こういう状態がずっと毎年続くようであればですね、いわゆる抜本的に2年に1回ぐらいは若干の国保税の改定というか値上げですね。町民にとってみれば値上げになるわけですけども、そういうことを繰り返しながらやって行くのか、それとも抜本的な形でですね、この国保の運営そのものをですね、何らかの方針として考えていくのかですね。そういうふうな基本的な考えについてお聞かせいただければと思いますけども。以上です。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 山口議員の質問にお答えいたします。

まず、保険給付費が年々増加している中で、保険料、保険税は落ちていると。そういった中で、今後運営ができるのかというところなんですけれども、保険給付費、歳出の保険給付費が増えることによりまして、歳入における国庫支出金から共同事業交付金であるとか、また、一般会計からの繰入金、こういったものが給付費に、すみません、繰越金は違いますね。歳入の3款の国庫支出金から7款の共同事業交付金、これらについても増額をされますので、すべてが国保税の方に係ってくるということではございません。

それから、今後の見通しなんですけれども、まず28年度における繰越がですね、今のところざっと計算をしたところ8千万ほどが翌年度に繰越しができるのではないかと、今のところ見込んでおります。ただ、この繰越できる額につきましては、平成27年度において基金の取り崩しを4千万、それから一般会計から8千万の繰入をしていただいております。その27年度の繰越金が5,800万ほどありました。これを含めたところで、29年度への繰越金がそれぐらいになるのではないかと今のところ考えておりますけれども、歳出における医療費等は固まりつつありますが、これに国とか県の特別調整交付金、これはまだ固まっておりませんので、この部分につきましては

は流動的な部分ではあります。

それから、今後の国保の広域化というのが、保険者が県と町が保険者になるということで、国保の広域化が平成30年度から行われます。この統一広域化に伴いまして、今保険料率であるとか保険事業、それらの摺合せが行なわれております。今のところ、国から配布をされている保険料の算定においては、本町においては今の調定額よりも下がった金額が今のところ示されております。その分を、県の広域化になった時に県から示される負担金、県全体の保険料、それから保険事業費、それを県で全て計算して、それで割っていくと、それぞれの町、市で分担をしていくという形で保険料率が決められるんですけども、そういった負担金においては、今の調定額より若干下がった部分が示されております。ただ、これは県はあくまでもまだ練習ですよという回答でしかありません。さまざまな医療費水準であるとか所得水準、それらの計数を入れた中で計算をしていくので、これはまた流動的な部分ではあります。今後はですね、この今の調定額で賄えるようであれば、保険料率の、保険税率の改定はしなくてもいいのではないかと考えておりますけれども、これはあくまでも27年度以前の保険料給付費等を積算した中の負担金が示されておるというところで、今本町においても医療費が上がっておりますので、今後どう変わってくるかというのはまだ見えていないところでございます。

それから今保険税率を改定しなくても、今後県の方の広域化では今4方式でしているんですけども、それを3方式、固定資産の部分を入れない、算定しない方式で行っていますので、保険税率のアップはしなくても、今うちは4方式で固定資産の部分も、資産税の方もいれておりますので、その資産税の方を給付費に、所得の率の方に移行していくというような税率改定は必要ではないかと考えております。ですので今後につきましては国保の広域化、これが重要な部分になってくるのではないかと考えております。以上です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 今、説明が課長の方からされましたけども、ここにも示されているように30年度から都道府県の単位化が進められるということで、この総務費の中も委託料が、システムに伴う委託料が上がっているところで

あります。そして今の説明の中で、本町においては調定額が下がったところで示されるかもしれないということでもありますけども、結局は都道府県単位化になればですね、県への納付は100%が義務付けられるわけですよ。そうならば、今調定額の収納率が93%で今年は予算が立てられているわけですけども、調定額が減ったとしても、今私達の町のモデルの保険税としては、52万くらいだったと思います。県内でも8町の中では一番高いし、県下の中では上から7番目に高いところです。だから、そのところで県に100%収納する義務があるならば、この収納率を今からどのように取り組んでいかれるのか。今年は93%であります。去年は92%で1%上がっておりますけども、どういうふうにしていかれるのでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 県の納付金の算定につきましては、収納率も含めた中で計算をされております。以上です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 じゃあ収納率を見込んで含まれるのであれば、収納率が悪いところは保険税が上がってくるということに考えられるんですかね。どう理解すればいいのでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 まず、県の方の算定では先程言いました通り市、町の負担金の必要額をはじいて、それに収納率をかけた部分が納付金として算定されるんですけれども。そういった中で、納付金を示された中で、うちがそれだけ集められなかった場合っていうことですね。今のところですね、それをどう集めていくかというのはそれぞれの市町に任せられているところというものなんですけれども、例えば1千万の納付金が必要だということであったならば、町の保険税率についてはそれ以上の調定額になるような税率にしていかなければならないと考えております。例えば1千万必要であれば、1,200万円の調定額になるような税率、1,200万円収納できるような税率の設定が必要ではないかと考えております。

これは、毎年納付金については算定をしていくというところが今の見解でありまして、基金とかを持っていらっしゃるのところはですね、税率を上げなくても、その基金を活用して納付金を納めることができるということも考えられ

ますけれども、本町におきましては基金はございません。そういった中で県から示された負担金が今の調定額より低い数字で示されておりますけれども、そういったことを考えると、負担金が下がったからと言って今の税率を下げていくということも厳しいのかなど。今後検討をしていかなければならないのかなど。今の税率でどれだけ取れて、納付金がいくらぐらいになるかを見定めないと、税率を下げるということも一概にやって行けないのではないかと考えております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。久保田議員。

4 番 久保田 今課長がおっしゃったように、本町のように基金がないところはやはり厳しくなりますよね。そうしたら、一般会計から繰り入れることに、そういうふうになれば、他の予算にしわ寄せがくる。例えば財政安定基金から借りて納めるようにすればどうせ返さなくちゃいけない。最終的には保険者の負担が大きくなるというふうに考えられるのではないのでしょうか。徴収率を上げるとなれば、ここにもありますように滞納の調定見込額もですね、上がってきているわけですから、やっぱりうちの保険税は個人個人にとってはやっぱり厳しい状況だと思うんですね。やっぱり収納率を上げようとなれば、それだけますます厳しくなるということと、もう1つ合わせてちょっと尋ねてみたいと思います。今、うちの国保は10期で納めるようになっています。これを12期でして、1期分を少なくするというやり方は、協議会で話されたりはしないのでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 まず、収納率についてなんですけれども、今年度、28年度から保険税を増額しておりますので、収納率が落ちるのではないかとというご心配をかけておると思います。そういった中で、今の現状を見てみますと、29年の2月末現在において、一般と退職と保険料合わせてなんですけれども、収納率が83.13%、それから27年度の同時期を見てみると84.19%で、マイナス1.07%と多少落ちてはおります。それから、滞納繰越分も含めてですね、収納対策については収納対策係と協力をいただきながら、収納率の向上に努めていきたいと、今後も務めていきたいと考えております。

それから10期で今納めている分を、12期にできないかという、考えら

れなかったのかという質問ですけれども、これは一応税率を上げる時に考えておりました。そういった中でですね、県内を調べてみても1市だったと思うんですけども行われているところがあります。実際にはですね。そういった中でですね、12期にした時に保険税が確定するのが6月になりますので、4、5月分は仮算定、仮徴収という形になってきます。仮徴収となってきた時にですね、また混乱が生じると。そういった部分も含めて12期にするのは、確かに負担感はですね、10期より12期の方が負担感はないんですけども、12期にした場合にはですね、大変混乱をします。国保の場合は、特に計算の算定基礎がですね、非常に複雑ですので、そういった部分でも混乱を招かないためにもですね、負担感がありますけれども10期の方でお願いしたいという考え方からそのまま、今後も10期で進めていきたいと考えております。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで議案第12号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(13:29)

議 _____ **長** 次に、議案第13号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する質疑を行います。久保田議員。

4番久保田 後期高齢者の医療保険についてお尋ねします。17年度は医療保険の制度の見直しで、広域連合からの資料を議長からいただいたんですけどね、この中でも所得割部分の5割のところを29年度は2割軽減に縮小します。それから均等割軽減ですかね、ここも9割軽減のところを29年度は7割軽減に縮小しますというふうに書かれておりますし、実際そうなるんですけども、それでこの保険は計上されているということですね。確認です。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 保険料についてですけれども、保険料の軽減制度が平成29年度から若干変わります。この部分が含まれているかどうかというのはわかりません。保険料の額についてはですね、広域連合の方がですね、算定をして町の方に指示をしてくるということで、その額を計上しております。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久保田 本町で、後期高齢者医療保険制度で資格証明書なんかを持ってらっしゃる方というか、そういうふうになられた方はいらっしゃるんでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 資格証明書の短期の方が6名、平成29年2月1日現在で6名の方がいらっしゃいます。以上です。

議 長 他にございませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで議案第13号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(13:34)

議 長 次に、議案第14号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する質疑を行います。よろしいですか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで議案第14号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(13:36)

議 長 次に、議案第15号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計予算」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。毛利議員。

5 番 毛利 2点ほどお尋ねします。

委託料のですね、客室全熱交換器というのがあるんですけど、これはいったいどういうものなのか、この改修工事のための設計を委託するということになっているみたいなので、そんな複雑な機械って言いますか、設備なのか、どんなものなのかってことと、もう1つ、大崎温泉の白蟻被害改修工事っていうのがあるんですけど、どの程度の被害なのか、大崎温泉なのでおさいの湯の方でしょうかから木造ですからね、どの程度の被害なのかお尋ねします。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 まず、客室全熱交換器の関係についてのご質問でございます

が、この客室全熱交換器と申しますのは、客室には空調がございまして、空調と換気がございます。換気をするとうとうとも寒い場合は外側の冷たい熱が入ってくるというふうなことで、客室の効率が悪くなるというふうなことから、空気の交換をしても外からの冷たい空気が入ってこないように熱交換をする機械でございます。

この機械につきましては、天井裏に設置されておりました、これは客室の全ての部屋の天井裏に設置されておりました、この工事をするためには天井を一度外したうえで工事をしないといけないというふうなことから、かなりの建築工事が必要になるということで、今回設計というもの上げたということでございます。

それから、大崎温泉の白蟻被害の関係なんですけれども、白蟻の被害につきましては先程も話がありましたとおりの湯でございまして、しおさいの湯の右手側、室外になるとですけれども、塀を木材で作ってありまして、そこが全面的に白蟻でやられていると。それと、木製のテラスが海側にあるわけなんです、その手すりの部分ですね、これが白蟻の被害にあっておりまして、このままの状態だと非常に危険があるというふうなことからですね、今回白蟻の対策工事を行うということで予算計上したところでございます。以上でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。福田議員。

1 2 番 福 田 説明資料の中の2ページ目の、施設改良費の中の大崎温泉源水中ポンプ洗浄及び購入工事って購入はあるんでしょうか、お聞きします。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 福田議員の質問にお答えします。

2ページの表の中の大崎温泉のところに書いてあります、大崎温泉源水中ポンプ洗浄及び購入工事という工事の内容でございますが、この温泉源につきましては現在1つのポンプが入っておりまして、施設まで温泉水を供給しているという状況でございます。本来このようなポンプ施設の中には2台あって、交互運転をするという形が一番機器の持ちもよく、故障があった場合も対応ができるわけなんですけれども、温泉源の水中ポンプにつきましては、どうしても深さが深いということから大きな穴が掘れなくて、ポンプが1つ入るような状態で設置されております。

そういうことから、故障した場合はすぐ新しいポンプを設置しないといけないというふうなことで、通常2台ポンプを用意しておきまして、1台は設置、1台は何かあった時の対応ということで保有しておく状態になっておるわけなんですけど、今回、この購入というのを上げましたのは、この水中ポンプを2年前に新しく更新したんですが、その時にポンプが新しいということから、しばらくは1台でも対応できるであろうということ、1台体制で運営をして来たわけなんですけれども、今回、今入っているポンプを1回メンテナンスをしないといけないということになりまして、そのため新しいポンプを購入して新しいポンプを挿入し、今入っているポンプを引き上げてメンテナンスを行うというふうな工事を今回計上したものでございます。以上でございます。

議 _____ 長 三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。私はこのですね、運転資金として貸付をしている1千万ですね、この枠についてはですよ、過不足と言いますか、実質的には1千万で済んでいるのか、不足しているのかですね、ここに上がってきていせんがですね、実態はどうなんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議 _____ 長 地域政策課長。

地域政策課長 三岳議員のご質問にお答えします。

運転資金として今観光協会の方に1千万円4月に支出して、だいたい2月か3月に返還してもらおうということでやっておりまして、今のところ1千万円という金額でですね、施設の運転の方ができているということで、特段指定管理者の方から何の問題もないというふうなことで、今のところこの1千万円という額で問題がないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議 _____ 長 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

議 _____ 長 ここでしばらく休憩します。

(1 3 : 4 6)

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、議案第16号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」に対する質疑を行います。堀池議員。

7 番 堀 池 説明資料の方なんですけども、説明資料で7段目、供用開始区域内での未接続家屋などへの積極的な接続の指導、また、供用開始区域の地元説明会等々書いてあるんですけど、現在供用開始してあるところの加入率はどのようなものか。それとその下に書いてありますように、より一層努めてまいりますとあるんですけど、具体的な方法はどのようなのか確認したいと思います。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 堀池議員のご質問にお答えをいたします。

加入率につきましては、水洗化率というような表現でしておりますけども、申し訳ございません、ただいま手元に資料を持って来ておりませんので、後程といいますか、委員会の時でもお示しできればと思っております。

あと、より一層の加入ということで記載をしてあるということでございますけども、これまで未接続のところには特段加入促進というものをしておりませんでした。そこを今回文書をもってですね、加入促進を進めていくという方針でおります。加入促進をしておりますと言うのは、その文書をもってしたことはなくて、口頭と言いますか、電話等でご連絡をしたことはございますけども、文書ではしたことがなかったので、そういうことを29年度はしていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 すみません、訂正をお願いいたします。ただいま申し上げたのは受益者負担金の支払いの件でございまして、接続の方につきましては毎年年度末に文書をもって発送をして接続の依頼をしているということで、受益者負担金につきましては先程申しましたように今年度から、失礼いたしました、29年度から文書を持って納付のお願いをするということといたしております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで議案第16号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(14:04)

議 長 次に、議案第17号「平成29年度川棚町水道事業会計予算」に対する質疑を行います。堀池議員。

7 番 堀 池 水道会計の方なんですけど、説明書の方で初めに課長の方から第7次山道浄水場拡張事業により減価償却が増加したということで、これが35年から黒字化しますよということで、先に議会の方には出しましたと言われたんですけど、私がそれを知らないものですから、赤字の間は、最後はどのくらい赤字になるのか。どの辺から逆転するのかっていうのが1つです。

それと、主なのはこの減価償却の1億1千というところかと思います。ただ、第7次拡張の中でも機械とか、耐用年数が5年とか3年間とかいうのがあるかと思うんです。そうすると3年後、5年後は減価償却の金額もだいぶ少なくなってくるんじゃないかな。このままで行くと、皆さんが心配されているのは毎年1千万以上の赤字になるんじゃないのという思いがありますので、その辺をお答えいただきたいなと思います。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは、堀池議員のご質問にお答えをいたします。

まず、35年から黒字化ということで話が合ったということですけど、まず、私共として10年間のシミュレーションを行っております。27年度の決算、28年度の先日可決いただきました補正予算、それと29年度の当初予算の要求額、これを基にシミュレーションをしまして、37年までを見込んでおります。その中で、いわゆる3条予算でございますけども、収益的収支でございます。これにつきましては、あくまでも29年度予算をベースに30年度以降を計算したものでございますけども、平成31年までが赤字でございます。平成32年からは黒字に転ずるといようなシミュレーションを行っております。

額といたしましては、29年度で言えばマイナスの1,210万5千、これは記載をしておるところでございますけども、30年度につきましては721万5千円、31年度につきましては16万9千円ということで、収益的

収支の部分ではそのような結果となっております。

あと、減価償却費がずっと減っていくのではないかとということでもありますけども、7 拡で導入しました償却の資産で言えば、4 年間というのが最も短いものでございまして、その4 年間は均等に減価償却をしていきます。ですから最も長いもので、60 年があったと思います。ですから建物等が耐用年数が長いわけでもございまして、すなわち金額も大きいものが長いというようなことになりまして、大きな減はないというふうには考えております。こちらの減価償却につきましても、私共が今シミュレーションを行いましたデータにつきましても、予算委員会の方ですね、提出をするというふうなことで今準備をしておるところでございますので、詳しくはそちらの方で見ていただければと思っております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。三岳議員。

3 番 三 岳 3 番三岳です。私はこの説明書の方ですね、工業用水の件があるんですが、この中でですね、大口需要者において操業調整などによる水需要の平準化が進められておりという文言があつてですね、そして使用水量が増加傾向にあるという表現があつて、今回の当初予算では給水収益を600 万増やされているんですが、これは逆に節水をされているんですよということじゃないかなと思うんですが、直近なりですね、ここ何ヶ月かのですよ、工業用水というのが自主的にずっと増えていっているのかですね、その点をお尋ねしたいと思います。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 三岳議員のご質問にお答えをいたします。

工業用水につきましては、一番の大口のところとよく話をしておるんですけども、水が必要な部分の業種と言いますか製造品目、これについてなかなか海外の方に輸出をしとる関係で増減があるということで、会社としてはできるだけ平準化をしたいというような方向性で、いつも海外の方の会社とは協議をしているというようなことがございましたので、このような記載をさせていただいております。

増加傾向ということで600 万円収入として計上をしておるんですけども、直近が増えているのかというご質問だったと思います。これについては月別のデータは持ち合わせておりませんので、年のデータで言いますと、2

7年度と28年度の推計、これをしますと14万tほど増加をするというふうに見込みをしております。28年度がまだ途中でございますので、これまでの状況で推計をした数値でございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。福田議員。

1 2 番 福 田 今の説明をもう1度お聞きしますが、使用料の14万tというふうなところがちょっとどこから出てきたのかわからないですけど、説明書の2ページに、上の方に使用水量というのが、表がありますが、そこから辺から見てわからないのでお聞きします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 説明資料につきましては、工場の使用水量、これは30万tというふうにしております。今、私の方で過去の積上げ、また、28年度の直近までのデータに加えて推計をしたというものの数字を申し上げたいと思います。27年度につきましては、工場で言えば23万9千tです。28年度はかなり工場の使用量が多くございまして、推計といたしまして38万4千tを今年度は考えております。この工業用水につきましては、やはり上下の差が毎年大きいので、ちょっと低めには見積もっておるところでございます。以上です。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 今、私が申し上げました数字は実績と推計でございまして、資料に載せておる29年度30万t、28年、27年につきましても、当初予算の時に推計をした数字というものをそのまま載せておりますので、実数とは異なっておるところでございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 よろしいですね。

質疑なしと認め、これで議案第17号「平成29年度川棚町水道事業会計予算」に対する質疑を終わります。

(14:19)

議 長 お諮りします。ただいま議題となっております平成29年度

各会計予算については、さらに予算の編成状況、その他内容的に審査を加える必要があると思われますので、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第11号から議案第17号までの平成29年度各会計予算については、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

予算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

予算審査特別委員会の委員は、ただいま配布をしました予算審査特別委員会名簿のとおり、議長を除く議員13人を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を予算審査特別委員会委員に選任をすることに決定をいたしました。

ただいま設置しました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、この後、休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第一委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選していただきたいと思います。併せて、分科会審査区分等の決定もお願いいたします。なお、委員会での決定事項については、委員長から議長まで報告を願います。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:22)

(…休 憩…)

(14:30)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 予算審査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨の通知を受けましたので報告をいたします。

委員長に村井達己委員、副委員長に三岳昇委員、以上のとおりであります。

予算審査特別委員会での審査区分及び日程案については、ただいまお手元に配布をしております予算審査区分表及び予算審査日程表のとおりであります。

予算審査特別委員会では、十分なる審査を行っていただき、本定例会最終日までに審査報告書の提出をお願いをいたします。

議 長 以上を持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 4 : 3 2)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 初 手 安 幸

会 議 録 署 名 議 員 堀 池 浩

会 議 録 署 名 議 員 波 戸 勇 則